

第3章 特殊重大災害対策計画

第1節 特殊重大災害の種類

本計画における特殊重大災害の種別・態様については、下表のとおりとする。

災 害 種 別	災 害 の 態 様	主 管 課
航空機災害	長崎空港地区を除く市域における航空機の墜落事故	安全対策課
船舶災害	旅客船の衝突、沈没による死傷者多数の事故	河川公園課 環境保全課
列車・自動車等の災害	交通事故による死傷者多数の事故 列車の衝突、転覆による死傷者多数の事故	都市計画課 道路整備課
火災災害	人家密集地域又は旅館、デパート、学校等多数の人が往来する建物における火災で死傷者多数の事故	福祉総務課 商工振興課 教育委員会
爆発災害	ガス、火薬等の爆発による死傷者多数の事故	福祉総務課 環境保全課
雑踏事故	競技場等多数の人が利用する場所での死傷者多数の事故	地域げんき課 教育委員会
その他の災害	社会的に反響が大きい事故	関係所属
死傷者多数の事故とは	死者がおおむね10人以上の場合 死傷者がおおむね30人以上の場合 重傷者がおおむね50人以上の場合 負傷者がおおむね70人以上の場合	
備 考	安全対策課は全ての災害種別に関わる課として対応する。	

第2節 応急活動体制の確立（共通）

特殊重大災害が発生した場合又は特殊重大災害による被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関からの情報及び市民からの通報を集約し、災害の種類・規模に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置して、事態対応に必要な体制を確立する。

1 活動体制

「第1章 第1節 応急活動体制」に準じて設置する。

2 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した特殊重大災害が、大規模テロ等によるものであると政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市として指定通知を受けた場合は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行し、国民保護計画に基づく対応を実施する。

第3節 情報収集・伝達（共通）

被害の拡大を防止して、被災者及び周辺住民の安全確保のための迅速かつ的確な対応をとるためには、被災状況等の正確な情報を収集することが重要である。

このため、市民の通報や県及び防災関係機関からの情報を収集して、状況の把握に努めるとともに、周辺市民を保護する観点での避難等に必要な情報を周知することに努める。

この際、必要に応じて、現地に職員を派遣して、状況を把握するとともに、市民への情報提供を行う。

第4節 応急対策活動の実施（共通）

1 救急・救助、救護活動

消防署、警察署、県及び関係機関と協力して、被災者の救急・救助、救護活動を実施するとともに、必要に応じて、医療救護チームを現地に派遣する。

救急・救助活動については「第1章 第8節 救急・救助活動」に、救護活動については「第1章 第10節 応急医療救護」に準じて、それぞれ実施する。

2 避難対策

大規模事故が発生した場合又は大規模事故による被害が拡大するおそれがある場合には、地域住民の生命・身体を保護するために避難指示等を発令し、避難所の開設、避難誘導等を適切に行う。

要領については、「第1章 第9節 避難対策」に準じて実施する。

3 その他の応急対策活動

大規模事故が発生した場合の被害の拡大を防止するとともに、被災者の救助活動、地域住民の避難対策等を実施する中、状況によりその他の応急対策活動等が必要と認められる場合は、「第1章 風水害応急対策計画」及び「第2章 地震災害対策計画」に準じて実施する。

4 県への要請・報告

(1) 県への要請

特殊重大災害が発生し、応急対策に自衛隊、医療機関係機関等の応援・派遣が必要な場合は、県（防災企画課）に対して要請する。

＊ 様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

(2) 県への報告

特殊重大災害発生時は、県に対して速報を行う。

＊ 様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

第5節 航空機災害応急対策

本市は、長崎空港を抱えていることから、空港を除く市域において航空機災害が発生した場合には、空港事務所、自衛隊、県及び関係機関と連携して、航空機災害に関する情報を収集し、これに基づき迅速かつ的確な対策を実施する。

1 搜索活動

- (1) 行方不明者の搜索に当たっては、警察、消防、自衛隊等と連携して消防団を主体に搜索活動に当る。
- (2) 市街地に航空機が墜落した場合は、周辺に飛散した航空燃料により大規模火災に発展する危険性があるとともに、住民にも要配慮者がいることが予想されることから、火災の延焼防止、人命救助及び避難誘導に配慮して活動に当る。

2 救急・救助・医療活動

救急・救助及び医療活動のについては、「第1章 第8節 救急・救助活動」及び「第1章 第10節 応急医療救護」に準じて実施する。

3 消火活動

- (1) 消防団は、消防署長の統制のもと、消防隊と連携して消防活動に従事する。
- (2) 山林火災等に発展した場合は、地上からの消火活動には限界があることから、県防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプター等を要請する。
- (3) 消防活動の要領は、「第2章 第7節 消防活動」に準じて実施する。

4 地域住民に対する避難対策

地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、防災無線、消防団車両、広報車により避難指示・避難誘導等を行う。

要領については、「第1章 第9節 避難対策」に準じて実施する。

5 交通規制

救急・救助及び消火活動等の支障を防止するため、迂回路の設定、規制の標識等の明示、規制の周知、規制解除の連絡等に留意して、迅速適切に交通規制を実施する。

6 遺体の収容及び埋・火葬

航空機災害により発生した遺体の処置は、「第1章 第16節 遺体の搜索・収容及び埋・火葬」に準じて実施する。

第6節 原子力災害対策

原子力災害が発生した場合は、社会的影響が非常に大きいですが、本市は、佐賀県唐津市にある玄海原子力発電所から30km以上離れているため、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）外にあり、市として原子力災害対策を必要としない。

しかしながら、UPZ内に位置する松浦市の住民の避難先として指定している近隣自治体（波佐見町、川棚町、東彼杵町）の避難者収容能力がオーバーする可能性があることを想定して準備するとともに、県からの緊急時モニタリングへの協力要請への対応等、原子力災害発生時の体制を整備する。

1 原子力防災に関する知識の普及と啓発

- (1) 住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動を実施する。
- (2) 応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する研修を積極的に活用する。

2 災害に関する情報収集・伝達及び広報

- (1) 住民等への広報

避難所の設置等の情報については、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、及びホームページ（インターネット）等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

また、住民に対し、事故の状況、防護対策の実施状況等の情報提供を行う。

- (2) 実施方法

ア 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

イ 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

ウ 各防災機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

3 緊急時モニタリングへの協力

緊急時モニタリングの実施のため、県からモニタリング要員の派遣等必要な協力への要請を受けた場合には、派遣要請に基づきモニタリング要員等を準備・派遣する。

4 避難住民の受け入れに関わる協力

避難者の受け入れについて県から要請を受けた場合には、体育文化センター、コミセン等施設管理者の同意を得て、受け入れ施設を準備する。